

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられており、下記の通り公開致します。

☆マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、とうしゃの利益以外に法定福利費、その他経費(労務管理費、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得費(派遣先に請求できない)、車両費等)も含まれております。

☆マージン率

2020年10月作成

対象期間 令和1年10月1日～令和2年9月30日

〒914-0065 福井県敦賀市松栄町4番9号

株式会社藤沢事業

派遣労働者の数	3人
派遣先企業数	2社
派遣料金の平均額(8時間あたり)	28,667円
賃金の平均額(8時間あたり)	13,768円
教育訓練の内容	<ul style="list-style-type: none">・新規雇入れ時教育・部門別研修・初級社員研修(入社2～3年目)・中級社員研修(入社4年目以降)・資格取得研修 他
その他福利厚生制度	<ul style="list-style-type: none">・表彰、資格取得制度・業務改善提案制度・キャリアコンサル担当窓口の設置・地域活動支援制度
マージン率	51.57%